

財 産 目 録

平成 29 年 3 月 31 日現在

(単位：円)

貸借対照表科目	場所・物量等	取得年度	使用目的等	取得価額	減価償却累計額	貸借対照表価額
I 資産の部						
1 流動資産						
現金預金	熊本銀行松橋支店他	—	運転資金として使用	—	—	26,540,509
事業未収金		—	延長保育料他	—	—	295,315
未収補助金	運営補助金他	—	第2種社会福祉事業に使用	—	—	8,872,940
前払費用	借り上げ宿舍代他	—	職員宿舍代	—	—	884,440
流動資産合計						36,593,204
2 固定資産						
(1) 基本財産						
土地	熊本県宇城市不知火町長崎619-1	—	第2種社会福祉事業に使用	20,511,600	—	20,511,600
建物	熊本県宇城市不知火町長崎619-1	—	第2種社会福祉事業に使用	160,545,000	21,244,319	139,300,681
建物	千葉県船橋市前原東五丁目3番地5	—	第2種社会福祉事業に使用	272,516,944	10,817,415	261,699,529
基本財産合計						421,511,810

(単位：円)

貸借対照表科目	場所・物量等	取得年度	使用目的等	取得価額	減価償却累計額	貸借対照表価額
(2) その他の固定資産						
建物	熊本県宇城市不知火町長崎619-1	—	第2種社会福祉事業に使用	3,600,509	1,601,744	1,998,765
建物	千葉県船橋市前原東五丁目3番地5	—	第2種社会福祉事業に使用	723,600	36,360	687,240
構築物	熊本県宇城市不知火町長崎619-1	—	第2種社会福祉事業に使用	30,857,210	18,488,782	12,368,428
構築物	千葉県船橋市前原東五丁目3番地5	—	第2種社会福祉事業に使用	13,059,858	1,305,985	11,753,873
車輛運搬具	熊本県宇城市不知火町長崎619-1	—	第2種社会福祉事業に使用	1,440,000	1,439,999	1
器具及び備品	熊本県宇城市不知火町長崎619-1	—	第2種社会福祉事業に使用	37,345,524	35,759,967	1,585,557
器具及び備品	千葉県船橋市前原東五丁目3番地5	—	第2種社会福祉事業に使用	8,828,641	1,700,490	7,128,151
ソフトウェア	熊本県宇城市不知火町長崎619-1	—	第2種社会福祉事業に使用	1,384,680	539,328	845,352
ソフトウェア	千葉県船橋市前原東五丁目3番地5	—	第2種社会福祉事業に使用	1,431,000	64,800	1,366,200
差入保証金	千葉県船橋市前原東五丁目3番地5	—	第2種社会福祉事業に使用	2,042,720	—	2,042,720
人件費積立資産	熊本銀行松橋支店	—	将来における人件費等に充てるため積立している定期預金	—	—	5,200,000
保育所施設・設備整備積立資産	熊本銀行松橋支店	—	将来における施設整備に充てるため積立している普通預金	—	—	2,000,000
長期前払費用	園舎火災保険	—	第2種社会福祉事業に使用	—	—	329,600
その他の固定資産合計						47,305,887
固定資産合計						468,817,697
資産合計						505,410,901

(単位：円)

貸借対照表科目	場所・物量等	取得年度	使用目的等	取得価額	減価償却累計額	貸借対照表価額
II 負債の部						
1 流動負債						
事業未払金	3月分給食材料代他	—		—	—	7,064,822
1年以内返済予定設備資金借入金	独立行政法人 福祉医療機構	—		—	—	2,588,000
預り金	保護者会DVD代他	—		—	—	103,921
職員預り金	源泉所得税他	—		—	—	2,099,085
流動負債合計						11,855,828
設備資金借入金	独立行政法人 福祉医療機構	—		—	—	88,912,000
固定負債合計						88,912,000
負債合計						100,767,828
差引純資産						404,643,073

(記載上の留意事項)

- ・土地、建物が複数ある場合には、科目を拠点区分毎に分けて記載するものとする。
- ・同一の科目について控除対象財産に該当し得るものと、該当し得ないものが含まれる場合には、分けて記載するものとする。
- ・科目を分けて記載した場合は、小計欄を設けて、「貸借対照表価額」欄と一致させる。
- ・「使用目的等」欄には、社会福祉法第55条の2の規定に基づく社会福祉充実残額の算定に必要な控除対象財産の判定を行うため、各資産の使用目的を簡潔に記載する。

なお、負債については、「使用目的等」欄の記載を要しない。

- ・「貸借対照表価額」欄は、「取得価額」欄と「減価償却累計額」欄の差額と同額になることに留意する。
- ・建物についてのみ「取得年度」欄を記載する。
- ・減価償却資産（有形固定資産に限る）については、「減価償却累計額」を記載する。なお、減価償却累計額には、減損損失累計額を含むものとする。

また、ソフトウェアについては、取得価額から貸借対照表価額を控除して得た額を「減価償却累計額」欄に記載する。

- ・車輛運搬具の〇〇には会社名と車種を記載すること。車輛番号は任意記載とする。
- ・預金に関する口座番号は任意記載とする。